TAX JUSTICE
「公正な税制を求める市民連絡会」会報
タックス・ジャスティス
発行：公正な税制を求める市民連絡会
［事務局 連絡先］〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425
公正な税制を求める市民連絡会 検索
HP http://tax-justice.com/
facebook https://www.facebook.com/tax.justice.jp
Vol.6 2016.10

財源はある!! 公正な税制の実現を選挙の争点に!!

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表・弁護士　宇都宮 健児

財務省が今年の6月1日に発表した法人企業統計によると、内部留保を示す「利益剰余金」は今年の3月末時点で前年同期比6%増の366兆円となっており、一方で今年の1～3月期に企業が従業員に支払った給与総額は28兆円で、前年同期比でほぼ横ばいであったということです。

第2次安倍政権発足直前の2012年10月～12月期に従業員に支払われた給与総額は28.8兆円だったので、政権発足時と比べると従業員に支払われた給与総額は約3%減少していることになります。一方で2012年10月～12月期の利益剰余金（内部留保）は274兆円だったので、安倍政権下で従業員の給与総額は減少しているのに、企業の内部留保は92兆円も増えたことになります。

安倍政権は、「財政難」を理由に生活保護・医療・年金・介護など社会保障費の大幅削減を行ってきていますが、法人税の実効税率（国税の法人税に地方税の法人事業税や法人住民税なども加えた税率）を引き下げるという矛盾した政策をとってきています。

安倍政権は、法人実効税率を2015年度には34.62%から32.11%に引き下げ、2016年度にはさらに29.97%に引き下げ、2018年度には29.74%に引き下げようとしています。法人実効税率が最も高かった1980年代半ばは52.92%でした。

法人実効税率の引き下げが働いている人の賃上げには結びついておらず、企業の内部留保を増やすだけの結果に結びついていることが明らかです。

所得税の最高税率も1980年当時は75%であったものが、現在は45%に引き下げられています。しかも利子所得や配当所得、株式・不動産などの譲渡所得などに関しては税率が低い分離課税とされていることから、所得1億円以上の階層からは所得税の負担率が減少するという逆転現象が生じているのです。

わが国で拡大し続けている貧困と格差を解消するには、課税において応能負担原則を貫き、富裕層や大企業に対する課税を適正化し、社会保障を充実させて富・所得を再分配することが必要です。公正な税制を実現すれば、社会保障を充実させる「財源」は十分出てくるのです。

わが国と同じ第2次大戦敗戦国でGDP（国内総生産）がわが国より小さいドイツでは、医療と教育費（大学までの授業料）は無料となっており、わが国よりはるかに社会保障が充実しているにもかかわらず、2014年度には歳入が歳出より上回って財政が均衡し新規の国債発行が不要となっているということです。

今後重要なのは公正な税制の実現という課題を政治の重要な課題、国政選挙の争点とすることができるかだと思います。私たちの運動の力量が問われています。

迫り来るAI失業危機にどう対応するのか

柴田 武男（しばた たけお）

1952年東京生まれ。東京大学大学院経済学研究科第二種博士課程満期退学。公益財団法人日本証券経済研究所主任研究員を経て、現在聖学院大学政治経済学部教授。専門は金融市場論で最近の研究テーマは奨学金問題。

米の新興企業が、自動運転自動車によるタクシーサービスをシンガポールで開始したというニュースが最近ありました。2019年にはクルマメーカーは「自動運転システム」を買えるようになると自動車部品メーカーが豪語しています。自動運転になれば運転者は必要ありません。タクシーの運転手は失業です。これは運転手だけではないと警告している話題の本があります。「機械に奪われる仕事、生き残る仕事」という刺激的な副題の『AI時代の勝者と敗者』*1では、「アメリカの47パーセントの仕事が絶滅の危機に瀕している」というオックスフォード大学の研究を紹介しています。ほぼ半分の仕事が近い将来無くなるというのです。

自動運転が実現すればタクシーの運転手は必要なくなります。これはよく分かります。それだけでなく、高度な専門的職業人とされる会計士・弁護士などの仕事も激減します。会計ソフト、判例検索ソフトなどが充実してきて、五人でやっていた仕事が三人で、三人から二人へということは現実に起きています。ただし、それは過渡的な現象で、自動化で仕事がなくなるというのは「ラッダイトの誤謬」*2だとする主張があります。現にこれだけ技術が進化した現在も労働力不足ではないかと。

また、すべての仕事が無くなるわけではないから、コンピューターと争う必要は無いという考えもあります。熊との遭遇の例を思い出せと。熊より速く走る必要は無いのです。一緒にいた友人より速く走れば良いということです。それでも、「経済的価値のない市民」が無数に現れるだろうという予測は強いものがあります。仕事が得られない、即ち「経済的価値のない市民」とはなんとも残酷な響きの言葉です。ではどうすれば宜しいのか。

スイスでベーシックインカムを巡って今年六月に国民投票が行われ、賛成23%、反対77%で否決されたのですが、提案内容は「すべての国民を対象としてベーシックインカム制度が制定されること。制度の詳細については政府が検討する」という曖昧なものです。大人一人月2500スイスフラン（約27万円）というのは、実施されたらそれくらいの金額になるだろうという推定です。

「IT技術やロボット技術が今後さらに発展して、人間の仕事が機械に置き換えられる時代が来ると言われていますが、そうなれば人間がする仕事はどんどん減ってくるかもしれません。そんな時代に、私たち人間は何をすればいいのでしょう?」*3という危機感が提案理由の一つです。

大事なポイントは、「人間の仕事が機械に置き換えられる」ということです。仕事が無くなるのではなく、機械が代わりにやるのですから社会に生み出される富は変わりません。人間の仕事としての賃金形態を取らないことが問題なのです。そこで起きるのが、残存者利益で高収益の仕事にしがみつけている人と仕事がなくしたがって「経済的価値のない市民」とされる人との二分化です。究極の格差社会です。その問題に対応する提案としてスイスのベーシックインカム論があるのです。

ベーシックインカムが有効な対策になり得るのかはひとまず置いて、一部に集中する富をどう再配分するのかが、問われているのです。社会の富は生み出し続けられていま

す。ですが、その富が一部の人の財布に吸収されてしまう傾向がますます強まるということです。再配分しかありません。ベーシックインカムも負の所得税と考えれば、税制の問題になります。所得の再配分機能としての税制の意義はますます強まるばかりですが、大変大きな問題をはらんでいます。

近代市民社会の原則は、自己労働に基づく所有です。働いて初めて対価としての賃金が得られるという仕組みです。つまり、働かざる者喰うべからずという理屈です。公平な税制を求める市民として、何が公平かと問われるわけです。仕事がない、働けない、だけど市民として十分な生活を保障せよ、という理屈がどう成立するのかです。日本の理屈は憲法25条です。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」です。「健康で文化的な生活」ではありません。「健康で文化的な最低限度の生活」です。「最低限度」でしか保障されません。これは受け取る側への理屈です。

では、払う側への理屈はどうなっているのかというと、応能論です。払えるなら払ってくださいという話になっています。払えるからといってなんで払わねばならないの、と反論されます。応能論が累進課税の根拠とは思えません。

応能論に対して応益論があります。高速道路の料金などが応益負担の典型とされます。高速道路の利用で得られる移動時間の短縮は同じだから、料金は所得にかかわらず一定となっています。そうでしょうか。同じ一時間の短縮でも貧乏人の一時間と金持ちの一時間の金銭対価は所得に応じて相当違います。所得が多いということは、それだけ社会のインフラの恩恵を受けているからより多く払いなさいという理屈が正しいかと思います。つまり、金持ちに多く払えというのは応能論ではなく応益論なのです。

では、その金持ちから取ったお金をどうして職のない貧乏人に渡さなくてはならないのでしょうか。再配分の正当論です。憲法で決まっているからというのは稚拙な議論です。憲法の条文だけが根拠ですか、憲法が変わったら貧乏人にお金を渡す根拠はないのですかということでは困ります。ポイントは再配分です。IT失業が深刻化するというのは、社会の一定部分しか稼げる仕事が無くなるということです。座りたくても椅子が足りない状況です。椅子が足りなければ補助椅子を出すしかありません。補助椅子は多少お粗末になりますが、きちんと座れる物です。そうでないと椅子ではありませんから。

「経済的価値のない市民」とは、高収益の賃金労働を譲ってあげた方々となります。無職ではなく、賃金労働を譲ったのです。ですから、収入のない活動として出産・育児、コミュニティ活動、投票などの社会活動に従事します。これも社会を維持する上で大切な活動なのです。ですが、金銭的対価は得られないのです。社会はみんなで維持しないと成立しませんから、その人たちにも当然金銭収入が必要です。

頑張って高収入を上げて税金を一杯支払うのか、それとも、そうした金銭活動は譲って補助椅子から社会的活動に勤しむかは人々の選択です。そうした問題意識からスイスの国民投票を振り返れば、有意義な問題提起と理解できます。いっぱい稼げたのは社会のお陰という当たり前の原則を確認できるかです。それが再配分の根拠であり、私たちの社会が健全に維持される前提なのです。税制における公平の概念が問い返されているのです。公平とは何か、それはまず、社会の健全な維持を目的とするものです。賃金労働に従事する者も収入の得られない活動に従事する者も、同じ社会に参加する者として生活が保障される、それが公平という考え方なのです。IT失業は、そうした時代の幕開けとして受け止めるべきです。みんながみんな賃金労働に勤しむ必要はないし、そうした社会的前提が崩れているのです。

だから、憲法27条は時代遅れです。あるいは、勤労の義務は賃金労働の義務と理解すべきではありません。賃金労働は一部の変わり者が張り切ってやれば宜しいのです。この原稿も賃金対価は伴いませんが、とても楽しくやっていますし、多少は社会的に意味があろうかと勝手に思っています。働くというのは、必ずしも賃金対価は伴わない、だから社会的に金銭を再配分して社会を健全に維持する、そういうことです。

＊1 トーマス・H・ダベンポート、ジュリア・カービー著（日経BP社、2016年）
＊2 ラッダイト運動:イギリス産業革命期の機械打ちこわし運動。1811～17年、中部・北部の手工業者たちが生活苦や失業の原因を技術革新と機械導入によるものとして起こした。運動の指導者と目されたネッド=ラッドにちなむ命名。
＊3 http://www.lifehacker.jp/2016/06/160604basic_income_swiss.html

書籍紹介

公正な税制や社会保障制度とは何かを考えるための
ヒントとなる書籍を紹介します。

合田寛
『パナマ文書とオフショア・タックスヘイブン―改革は可能か』

今年5月、パナマ文書が発表され、世界に大きな波紋を及ぼした。本書は、パナマ文書とは何か、タックスヘイブンとは何か、オフショア・タックスヘイブンの何が問題かについて、わかりやすく解説している。また、多国籍企業による税逃れに対する国際的な取り組みの内容や、改革の可能性についても言及している。さらに、巻末には、パナマ文書に記載された日本関係法人・役員名のリストも掲載。また、タックス・ジャスティス・ネットワーク（TJN）の運動とその歴史についても紹介している。著者は、長年タックスヘイブン問題に取り組んできた第一人者である。タックスヘイブンについてより詳しく知りたい人は、合田氏の著書『タックスヘイブンに迫る―税逃れと闇のビジネス』（新日本出版社）を読まれたい。

（書評：内田）

日本機関紙出版センター
800円+税

井手英策『18歳からの格差論』

著者が本書で紹介する「必要の政治」とは、人間が安心して暮らしていけるための、まわりの人に優しくいられるための条件を考えたものである。育児・保育、教育、医療、介護、障がい……人間が人間らしく生きていくためには、さまざまなサービスが必要だ。このサービスをみんなが受け取り、かわりに必要な財源をみんなで分かち合う、そんな可能性を著者はやさしく問いかける。人間の違いではなく、人間の共通性に想いをはせ、いまの日本を覆っている「分断社会」をいかに終わらせるか。みんなががんばるための土台をみんなの税でささえ、勝者には拍手を送り、敗者に思いやりを持てる社会をつくるにはどうすればよいのか。本書をヒントに、家族や友人など身近な人とぜひ話し合ってみたい。

（書評：内田）

東洋経済新報社
1000円+税

藤井克徳『私たち抜きに私たちのことを決めないで―障害者権利条約の軌跡と本質』

「Nothing About Us Without Us!（私たち抜きに私たちのことを決めないで）」。国連における議論でこの言葉が響き渡っていた。著者は、権利条約策定の作業段階から日本での批准に至るほとんどの場面に関わり、その先頭に立って奮闘してきた。本書は権利条約の歩みとその本質について解説している。さらに、批准を受けての当面の政策課題として、①家族依存からの脱却　②谷間の障害問題の解消　③本格的な所得保障制度の確立　④障害者差別解消法の実質化　⑤社会的入院・社会的入所問題の解消　⑥地域生活を支える社会資源の質と量の拡充　⑦ディーセントワークの視点での就労支援策の拡充　⑧アクセシビリティ、ユニバーサルデザイン政策の推進　⑨基礎データの集約・蓄積　⑩障害者政策関連の予算確保を提言している。いずれも喫緊の課題であり、私たち一人ひとりが問題意識を持つことが大切だ。

（書評：内田）

やどかり出版
926円+税

Q 配偶者控除を見直し？背景と議論のポイントは？

A 配偶者控除は、1961年に扶養控除から独立する形で導入されました。配偶者控除とは、**配偶者の所得が38万円以下**（給与収入ならば103万円以下）**の場合に、所得から38万円**（配偶者が70歳以上の場合は48万円）**を控除する制度です。**

現在、配偶者控除の見直しが議論されています。その背景には、**第1に、女性の働き方が変化したこと**があります。総務省の労働力調査によると、共働き世帯の割合は、1980年には36%でしたが、1997年に共働き世帯数が専業主婦世帯数を逆転し、2015年には62%に増えています。

第2に、少子高齢化による労働人口の減少です。総務省の人口推計調査等によると、15歳～65歳の生産年齢人口は、1995年の8,717万人をピークに減少し、2015年には7,592万人になり、2065年には4,113万人にまで減少すると予想されています。そこで政府は、1億総活躍社会、とりわけ女性の活躍を推進する方針を打ち出しています。

しかし、そこでネックになっているのが、**いわゆる「103万円の壁」**です。パートで働く妻の給与収入が103万円を超えると、夫が配偶者控除を受けられなくなるため、年収が103万円以下になるよう就業調整をするケースがあり、これが女性の働き方に中立ではないと言われています。

ただし、妻の給与収入が103万円を超えても141万円未満までは**「配偶者特別控除」**が段階的に適用されるため、税制上の103万円の壁はなくなっています（控除額は38万円～3万円。納税者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用可）。

税制よりも影響が大きいのは、**社会保険の「140万円の壁」**です（大企業については10月から106万円に引下げ）。また、就業調整の大きな要因は、**企業の「配偶者手当（家族手当）」**にあります。企業の多くが、配偶者手当を支給する要件として「配偶者の収入103万円以下」を基準としています。

政府税制調査会は2014年11月、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」において、結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てる世代への配慮、格差が拡大するなかで低所得の若い世代への配慮の重要性を指摘しています。

配偶者控除のあり方については、次の3つの選択肢を提示しました。いずれも子育て支援の拡充とセットで実施すべきとしています。

A案の「配偶者控除の廃止」については、中低所得者には配偶者控除を残し、高所得者については廃止する案もあります。

B案の「移転的基礎控除」とは、配偶者の所得から控除しきれなかった基礎控除を、夫（納税者）の所得から控除するしくみです。所得控除を税額控除化する案も示されています。

C案の「夫婦控除」とは、配偶者の収入にかかわらず、夫婦世帯を対象として、一定の控除をするしくみです。

さて、ここからは私の考察です。まず、**女性が働かない理由は様々です。**保育園の待機児童問題や介護施設の不足など、働きたくても働けない人もいます。専業主婦で子育てをしながら、学校や地域のボランティア活動をしている人もいます。そのような配偶者を扶養している人の配偶者控除まで廃止するのは抵抗があります。

夫婦のあり方も様々です。事実婚のカップルやひとり親家庭の人もいます。法律上の夫婦だけにインセンティブを与える制度というのは、夫婦のあり方に中立とは言えません。

また、**所得控除は、高所得者ほど恩恵が大きくなります。**基礎控除の38万円は、所得税の限界税率が40%の人では38万円×40%＝15.2万円の所得税が減少しますが、限界税率5%の人では38万円×5%＝1.9万円しか所得税が減少しません。

一方、**税額控除は、低所得者により大きな恩恵があります。**仮に、基礎控除を税額控除4万円とした場合、所得税が100万円の人では税額控除の割合は4%ですが、所得税が20万円の人では同割合は20%になります。

以上のことから、私は、**配偶者控除は扶養控除に一本化し、かつ、基礎控除を含む人的控除を所得控除から税額控除とする**のがよいのではないかと考えています。

（税理士　内田麻由子）

会員のひろば

＼会員の皆様といっしょにつくるページ／

「公正な税制を求める市民連絡会」は、「個人会員」

7月21日に神楽坂のキイトス茶房にて開催した「税金カフェ」に ご参加いただいたみなさまの感想文をご紹介します。

仕事を通じてしか意識しなかった税制を、内田麻由子先生の講義で生活に密着させて考えられるようになりました。教育資金の贈与税非課税に見られるように、全体の制度が国の負担を個人に付け替えるように改悪が進んでいることが実感としてわかりました。講義では、お布施と税金をたとえ話で挙げていました。布施は喜捨とも言いますが、一度手を離れたら思いを残してはいけないという意味で「捨てる」という字が使われるとある住職から聞きました。ところが税金はそうあってはいけない。国民は、何処までも、その収入のあり方と使われ方を追跡して、正しく使われるように監視・追究することが必要と改めて感じます。例えシツコイといわれようとも。（平石泰基）

正直にいうとわたしはできるなら税金を払いたくないです。どちらかといえば収入は低い。消費税があるため生きるために何か買っても税金がかかるのでそれで充分ではないかと感じています。嫌なことの代表なので税金のことはあまりよく知りませんでしたが、内田税理士のお話で少し税金のことを整理して考えるきっかけとなりました。宇都宮弁護士からは人権という観点から見た憲法と財政というお話がありました。憲法は少数の弱い立場にある方々の人権を守るためにあるとのお話はとてもいい意味でのショックを感じました。民主主義のはずの国会は与党が多数のうえでまったく少数の声が反映されていない。現実がまったく憲法においついていないのでした。消費税の増税ありきで議論が進んでいるのも憲法の精神よりも数の論理で進んでいるだけのことだとわかりました。税金のことはわかりにくいけれど、多くの方が関心をもつテーマだと思います。受身ではなく自分としても草の根運動の波をおこしたいと考えています。（河嶋暁久）

第1回目の税金カフェにはるばる三重から参加しました。「財政難と繰り返すにもかかわらず、増税の議論になるのは消費税だけ」「国民は増税と社会保障切り捨ての一方、アマゾンやスターバックスなどの多国籍企業はほとんど法人税を納めておらず、3大メガバンクとソフトバンクの納税額も実効税率の1%以下」、「公正さ」を欠いた今の税制が、宇都宮先生のお話から浮き彫りになりました。「公平」と「公正」は違う。公平である上に社会正義を実現するのが「公正」な税制です。人権を守る立憲主義に基づけば、本当に国民に必要な政策のために予算を立て、必要な税収は負担すべきところから徴収する形に変えなければなりません。大企業や財界が、巨額の献金で有利に作る税制ではもうダメです。しっかり「モノを言う」納税者になって、あるべき税制と、税金を託すことの出来る社会を創らなければ、という内田先生の言葉に深く共感しました。（清水匡史）

私は、税金の仕事をして20年以上になる。私の感覚として、税金が年々不公平になっていくような気がしていた。しかし、なぜそうなるか、納得いく説明は聞いたことがなく、一人悶々としていた。今回参加して、こういった私の疑問が少し氷解したように思える。よく税の3原則は『公平』『中立』『簡素』と言われるが、内田先生が示された『公正』『人権』『連帯』という話は、これからの税金のあるべき柱だと思えた。さらに、宇都宮先生の「税の3つの役割のうち、所得再配分についての機能が失われつつある」といったお話は、まさに今、私たちが考えるべきことを示されたように思う。今後も参加し、あるべき税制を考えていきたいと思う。（小松康之）

と「団体会員」によって成り立っています。

会員専用メーリングリスト（ML）にご登録ください!

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。

※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までお問合せください。

会員さんの投稿

■わたしが税制に望むこと

現代社会では、お金は数字のみで存在できて、いくら殖えても保管には困らない。通常のモノならば、余計にあれば陳腐化や保管に困るから分け合うのはさほど困難ではないが、お金は保管に困らないどころか殖えれば殖えるほど得するモノとしての性質が、分け合うことを困難にしています。ある経済専門家が、お金は海水のようなモノで飲めば飲むほど喉が渇いて欲しくなると説明していました。富を価値貯蔵の対象だけからしか捉えない人が多くなり、お金中心の格差社会になってしまうのも当然でしょう。お金には価値尺度の機能もありますから、モノのように減価して評価するのは難しいかもしれません。だとしたら、お金とお金以外のモノに生じる価値の不均衡や格差は、税の負担によって公正さを担保するのが公平かつ公正といえませんか？　応能負担の税の原則に加えて、お金の公正さを担保する意味でも、所得と資産を総合的に捉えた税制を望みます。（櫻井郁利　61歳　パート職員）

■負担は公平に、給付は平等に

国保税でみると、年間所得50万円の4人世帯の国保税は所得比21.2%ですが、所得900万円の4人世帯では最高限度額もあり所得比9.2%です。所得比では2倍以上負担が重いのです。これは介護保険でも同じです。格差を広げる社会保険税・料ということです。しかも自己負担が高くて、かかれない人が増え、手遅れ死も出ています。また国保でも介護でも生活保護基準以下の所得の人にも社会保険税・料がかかり、大変な負担で、支払えない人が大変増えています。市税の一つでも払えないとそれを理由に子供医療無料制度を認めないという、完納要件が広がろうともしています。能力に応じた税制をしっかり確立し、「負担と給付の公平」ではなく、「負担は公平に、給付は平等に」そんな社会への、考えのゆがみを正したいと思うこのごろです。（東田伸夫　66歳　パート職員）

長野集会　開催報告

7月30日（土）、長野市の信州大学工学部キャンパス内で、「私たちの暮らしと税制を考えよう!in長野～財源確保して社会保障の充実を」を開催しました。当日は約70名が参加しました。

竹信三恵子さんの「公正な税制を求める市民運動はなぜ必要なのか～ピケティとパナマ文書の視点から」の講演、高端正幸さんの「社会を編みなおすための財政学～『救済』ではなく『支え合い』へ」の基調講演、合田寛さんの「パナマ文書とタックスヘイブンの闇～改革の道を探る」の報告、長野の地元からは、無料学習サポートきずな塾、子供食堂、短期保険証・資格証明書、生活保護について各支援者からの報告がありました。どなたのご講演、ご報告とも充実したものでしたが、特に高端さんには、詳細なパワーポイントをご用意いただき、「残余主義」ではなく「普遍主義」へという、目から鱗のお話しをいただきました。

この種のテーマでの集会は、おそらく長野でははじめてだと思いますが、参加者はいずれも熱心に聞き入っており、大変に勉強になったとの感想が寄せられました。

長野集会で講演する竹信三恵子さん

集会終了後は、準備にかかわった地元のメンバーと懇親会を行い、懇親の実もあげることができました。この集会の開催に当たっては、地元の公認会計士、税理士にご協力をお願いしました。一同、税金カフェなど、今後、長野でも何らかの取り組みを通じて、公正な税制の在り方について考える機会をもうけていきたいと考えています。

（長野中央法律事務所　弁護士　村上晃）

投稿募集中

会員のひろばへ投稿をお寄せください。本文300字程度、タイトルもつけてください。
投稿方法：①氏名　②職業　③年齢（任意）④電話番号を明記の上、Eメールにて、uchida@n-sk.org（内田）までお送りください。

活動報告

7/21 神楽坂のキイトス茶房にて「税金カフェ」(開会挨拶:弁護士　宇都宮健児、講師:税理士　内田麻由子)を開催しました。参加者約40名。

7/30 信州大学にて、長野集会を開催しました。参加者約70名。埼玉大学准教授の高端正幸氏による基調講演、和光大学教授の竹信三恵子氏による講演、合田寛氏よりパナマ文書とタックスヘイブンについての報告などがありました。

9/10 天神チクモクビルにて、福岡集会を開催しました。参加者約60名。宇都宮健児による講演、佐賀弁護士会の辻泰弘氏より日弁連の取り組み報告、和田聖仁氏よりパナマ文書とタックスヘイブンについての報告、鹿児島大学法科大学院教授の伊藤周平氏による総括講演などがありました。

9/30 浦和のカフェ土瑠茶にて「税金カフェ@浦和」(講師:税理士　近藤克彦、ゲスト:NPO法人ほっとプラス代表　藤田孝典氏、弁護士　宇都宮健児、税理士　内田麻由子)を開催しました。

開催予告

「財源がない」は本当なのか?
～3,000兆円も眠るタックス・ヘイブンから格差社会、税制を考える

お申込み不要

日時 2016年10月29日(土)
13:00～16:30(受付開始12:30)

会場 田町交通ビル6Fホール
港区芝浦3-2-22　JR「田町駅」芝浦口徒歩3分

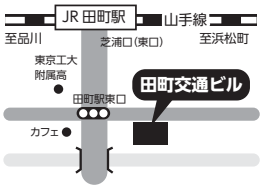

資料代 1,000円

■ミニ講演:宇都宮健児氏・雨宮処凛氏
(公正な税制を求める市民連絡会 共同代表)

■基調講演:「税の公正(タックス・ジャスティス)とは」
ジョン・クリステンセン氏
(タックス・ジャスティス・ネットワーク代表)

■報　告:「タックス・ヘイブン対策の課題と提言」
ジョン・クリステンセン氏
クリシェン・メータ氏
(タックス・ジャスティス・ネットワーク シニア・アドバイザー)

■総　括:合田 寛氏(公益財団法人政治経済研究所理事)

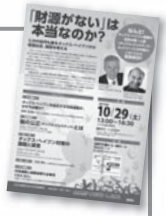

税金カフェ

日時 2016年11月21日(月)
18:30～20:30(受付開始17:30)

会場 キイトス茶房
新宿区箪笥町25野吾ビル2F
大江戸線「牛込神楽坂」A1出口徒歩1分・
東西線「神楽坂」2番出口徒歩5分

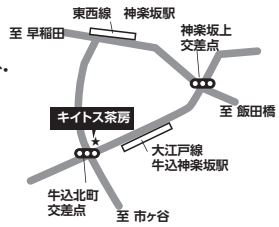

参加費 1,500円
(ワンドリンク付。当日会場にて)

定員 30名

第1部「やさしいピケティ入門」
講師:竹信三恵子　氏(和光大学教授)

第2部「公平な税・公正な税とは?」
講師:内田麻由子 氏(税理士・市民連絡会「税金カフェ」担当)

【お申込み】FB、Eメールinfo@n-sk.org(内田)
☎03-6454-1567(内田麻由子会計事務所)

個人会員・団体会員を募集中!

入会された方には年4回、会報を郵送します。また会員専用ML(メーリングリスト)にもご参加いただけます。 ▶P7右上参照

入会方法

①ホームページより入会申込書をダウンロードして、お名前・ご住所等をご記入のうえ、事務局へFAX(048-866-0425)にてお送りください。

②年会費をお振込みください。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです(年の中途で入会した場合でも年会費の月割りはありません)。

年会費

団体1口/1万円　個人1口/2千円　学生1口/500円

振込先

ゆうちょ銀行　口座名義:公正な税制を求める市民連絡会

【ゆうちょ銀行から振込みの場合】
記号番号:10160−446381

【他行から振込みの場合】
ゼロイチハチ(018)支店　普通預金　口座番号:0044638

編集後記

■リオ・パラリンピックの開会式では、障害のある人もない人も、皆が笑顔で喜びを分かちあう姿に感動しました。相模原の事件の容疑者は「障害者に税金が使われるのは無駄だ」という趣旨の発言をしていたそうですが、彼は「税金の意義」をまったく取り違えています。税金は、障害者や子どもや、病気や事故や高齢で働けない人や、災害にあった人など、弱い立場の人のためにこそあるのです。そして彼と同じように罪を犯して刑務所に入っている人のためにも……。(内田)

■タックス・ジャスティス・ネットワーク(TJN)のクリステンセン代表の来日もいよいよ迫ってきました。クリステンセンは世界のタックスヘイブン・ネットワークの中心、ジャージー島で会計事務所に勤務した後、ジャージー政府の経済顧問としての10年間にわたる経験を経て、タックス・ジャスティス運動の世界に身を投じた人です。その経験と教訓を学ぶことによって、私たちは大きな勇気と展望をもらうことができるでしょう。(合田)

DESIGNED BY MIXFIX